

## 1. 計画の基本的事項

### (1) 背景・目的

#### 【データヘルス計画】

根拠指針：「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」  
 保険者はレセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」を策定し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な事業実施及び評価を行うこととされた。

#### 【特定健康診査等実施計画】

根拠法令：「高齢者の医療の確保に関する法律第19条(以下「法」)」(平成20年4月) 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導(以下「特定健診等」)の実施が、保険者に対し義務付けられる。

両計画は被保険者の健康の保持増進等の目的、内容に共通点が多く、同時に計画期間が最終年度を迎えるため、次期計画を一体的に策定する。

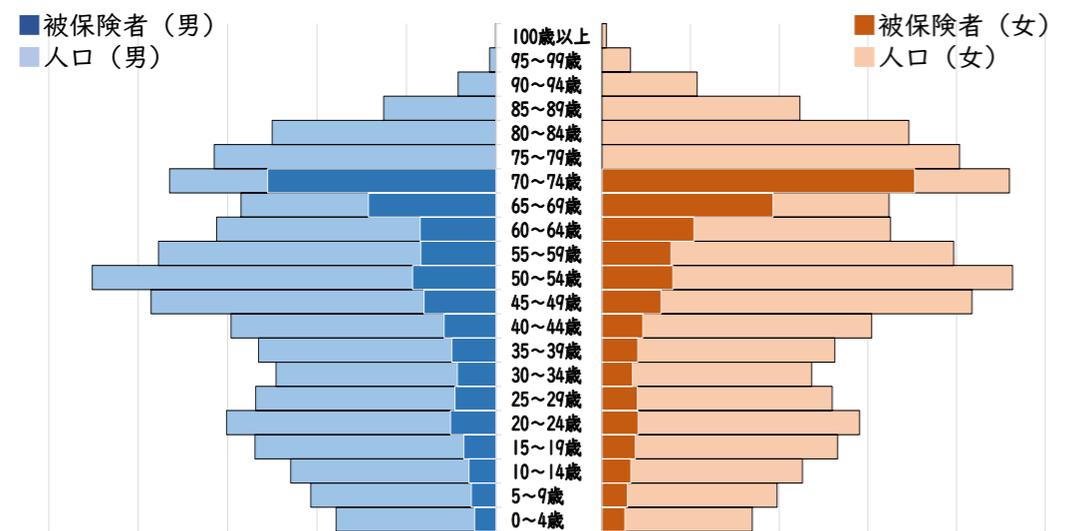
### (2) 計画の位置付け

「羽曳野市総合基本計画」、「羽曳野市健康増進計画(健康はびきの21計画)」、「羽曳野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(羽曳野市高齢者いきいき計画)」及び法に定める大阪府医療費適正化計画と調和のとれたものとする。

## 2. 羽曳野市国民健康保険の現状

### 【人口・被保険者の状況】

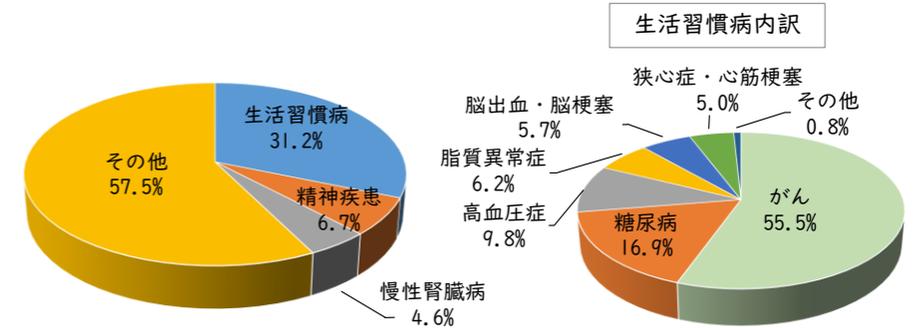
本市の人口分布は、男女ともに45～54歳、70～74歳の年齢階層が特に多い。国保被保険者分布は70～74歳が最も多く、高齢者が多くを占めている。



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査およびKDBシステム被保険者構成基準日：人口(1月1日時点)、被保険者(3月31日時点)

## 3. 医療費分析

総医療費に占める生活習慣病の割合を示す。  
 総医療費の31.2%は生活習慣病が占めており、そのなかでも最も多いのは「がん」で、次いで「糖尿病」、「高血圧症」となっている。



### 総医療費に占める生活習慣病の割合(令和4年度)

順位	疾病名	全医療費に占める割合	総医療費(円)
1	その他	57.5%	4,768,697,900
2	生活習慣病	31.2%	2,590,082,130
3	精神疾患	6.7%	552,600,370
4	慢性腎臓病	4.6%	384,216,850

### 生活習慣病内訳

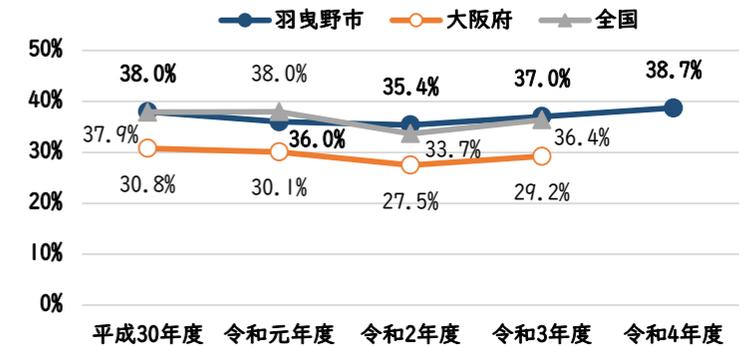
順位	疾病名	生活習慣病に占める割合	全医療費に占める割合	総医療費(円)
1	がん	55.5%	17.3%	1,438,292,000
2	糖尿病	16.9%	5.3%	437,957,950
3	高血圧症	9.8%	3.1%	255,000,880
4	脂質異常症	6.2%	1.9%	160,679,740
5	脳出血・脳梗塞	5.7%	1.8%	147,327,630

## 4. 健康課題

### (1) 特定健康診査について

- 第3期特定健診等実施計画期間中、受診率35.4～38.7%で令和4年度は前年度から1.7ポイント増加。
- 特定健康診査の受診率が本市は国及び大阪府より高い状況にあるが、目標値に届かず伸び悩んでいる。受診率は加齢に伴い上昇する傾向にあるが、受診率が低い傾向にある40歳代、50歳代の受診率向上が大きな課題であり、この課題がクリアできれば全体の受診率の底上げに繋がる。

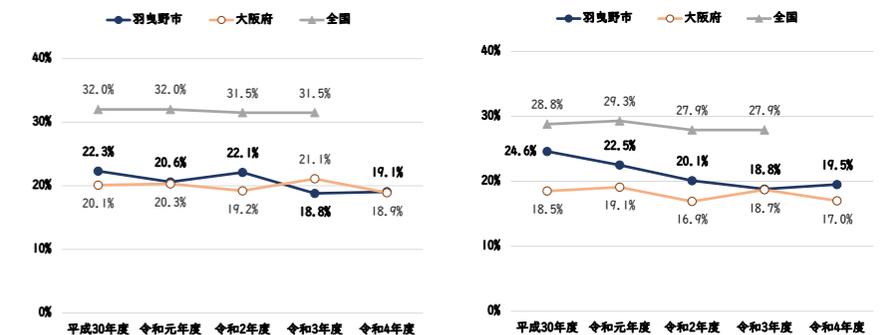
### 特定健康診査受診率の推移(平成30年度～令和4年度)



### (2) 特定保健指導について

- 第3期特定健診等実施計画期間中、実施率は上下あるものの全体的に全国平均以下。
- 特定保健指導実施者の27%で翌年の特定健診の結果が改善している。
- 実施率を向上させるためには、実施者数(分子)を増やすことと、対象者数(分母)を減らすことの両側面での取組が必要になる。

### 特定保健指導利用率の推移(平成30年度～令和4年度) 特定保健指導実施率の推移(平成30年度～令和4年度)



### (3) 生活習慣病重症化予防について

- 生活習慣病に係る医療費は医療費総額の31.2%。全国・府下と比較すると、糖尿病は50～64歳の受療者割合が、人工透析は40～64歳の受療者割合が多い。特定健診の結果、糖尿病の治療を受けている受診者のうちHbA1c6.5%を上回るものが多い。
- 重症化に至った疾病の医療費割合は、循環器疾患で高くなっている。全国・府下と比較すると、虚血性心疾患は0～59歳及び70～74歳の受療者割合が、脳血管疾患は40～59歳の受療者割合が多い。
- ⇒ 予防・改善が可能な生活習慣病(特に糖尿病)の重症化予防を行うことが、医療費適正化、被保険者の健康寿命の延伸につながる。糖尿病・循環器疾患への対策の強化が必要。

## 5. 保健事業の実施計画

	特定健康診査			特定保健指導	早期受診勧奨		重症化予防事業			医療費適正化		ポピュレーション アプローチ	
	未受診勧奨	継続受診勧奨	プレ特定健診	未利用者訪問	高血圧	糖尿病	高血圧	糖尿病	糖尿病性腎症	後発医薬品普及	服薬適正化 (重複服薬)		
計画の概要	目的	個別受診勧奨を行い、特定健診の受診率を向上する。		若い時からの健診の機会を提供し、健診を受診することにより、高血圧や糖尿病などの生活習慣病を予防し、健康づくりの習慣化を目的として実施する。	特定保健指導未利用者に対し、訪問にて保健指導を実施し、指導率を向上する。	特定健診等の結果より、治療が必要と判断され、かつ健診受診前後のレセプト情報を確認した上で早期に医療機関の受診勧奨が必要な者に対し、医療機関への受診を勧奨することにより、疾病の早期発見・重症化予防を図る。		特定健診の結果、糖尿病または糖尿病性腎症が疑われる者のうち、重症化するリスクの高い者に対して、保健師・看護師・管理栄養士等による保健指導等を実施する。医療機関と連携を図りながら実施し、脳血管疾患や人工透析への移行を予防する。			医科と調剤を連結データ化することにより、後発医薬品利用促進対策を行い、被保険者における自己負担額の軽減・医療費の適正化を図る。	被保険者の健康を阻害する可能性がある薬剤の過剰摂取を防ぎ対象者本人が薬剤を安全に使用できるようになる。	高血圧・糖尿病・脂質異常症予防について知識の普及・啓発を行う。
	対象者	特定健診未受診者	特定健診受診者	20～39歳の被保険者	特定保健指導未利用者	Ⅱ度高血圧未治療者	受診勧奨域の未治療者	高血圧治療中でコントロール不良者	糖尿病治療中でコントロール不良者	糖尿病性腎症Ⅲ期該当者	差額通知該当者	2カ所以上の医療機関を受診し、健康を阻害する可能性がある過剰投与等が認められた者	羽曳野市民
	方法	各年度における特定健診未受診者に対し、はがきによる個別通知を送付し、電話にて受診勧奨を行う。	受診者の毎年の受診を促すため、健診受診者に対し、過去3年間の健診結果及び健康情報の通知を行う。	特定健診に準じて実施	特定保健指導未利用者に対し、訪問にて保健指導を実施し、指導率を向上する。	受診勧奨保健指導健康情報送付		受診勧奨保健指導健康情報送付		保健指導	ジェネリック差額通知の送付 ジェネリック医薬品の周知	服薬情報通知の送付	健康まつり・広報・LINE・ウェブサイトなどにて啓発
目標値	アウトプット	未受診勧奨実施者受診率	3年連続受診率	受診者数	未利用者訪問実施者数 訪問後特定保健指導利用者数	早期受診・治療勧奨通知率 早期受診・治療勧奨指導率		治療者(高血圧・糖尿病)への保健指導対象者における通知率		糖尿病性腎症事業参加率	通知回数	対象者への通知率	啓発回数
	アウトカム	特定健診受診率 60%			特定保健指導利用率 60%	未治療者に占める割合 ・Ⅱ度高血圧以上 ・HbA1c 6.5%以上		治療者に占める割合 ・Ⅱ度高血圧以上 ・HbA1c 8.0%以上 脳血管疾患入院レセプト件数 虚血性心疾患入院レセプト件数		新規人工透析患者数	後発医薬品普及率(数量シェア) 80%	対象者の服薬状況改善率	メタボ該当者率 メタボ予備群該当者率 要介護認定率

## 6. 計画の評価・見直し

最終評価のみならず、設定した評価指標に基づき、進捗確認のため令和8年度に中間評価を行い、次期計画の円滑な策定に向けて、計画の最終年度である令和11年度上半期に仮評価を行う。